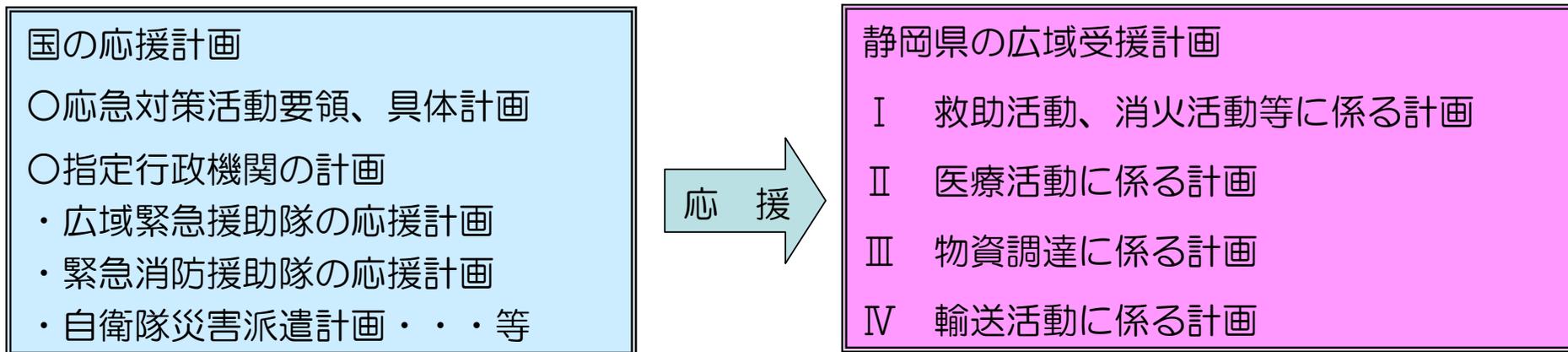




東海地震応急対策活動要領に基づく 静岡県広域受援計画

具体計画等による国の救助活動等に関し、静岡県が迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、静岡県地域防災計画等の個別計画との整合を図りつつ策定した計画

【イメージ】



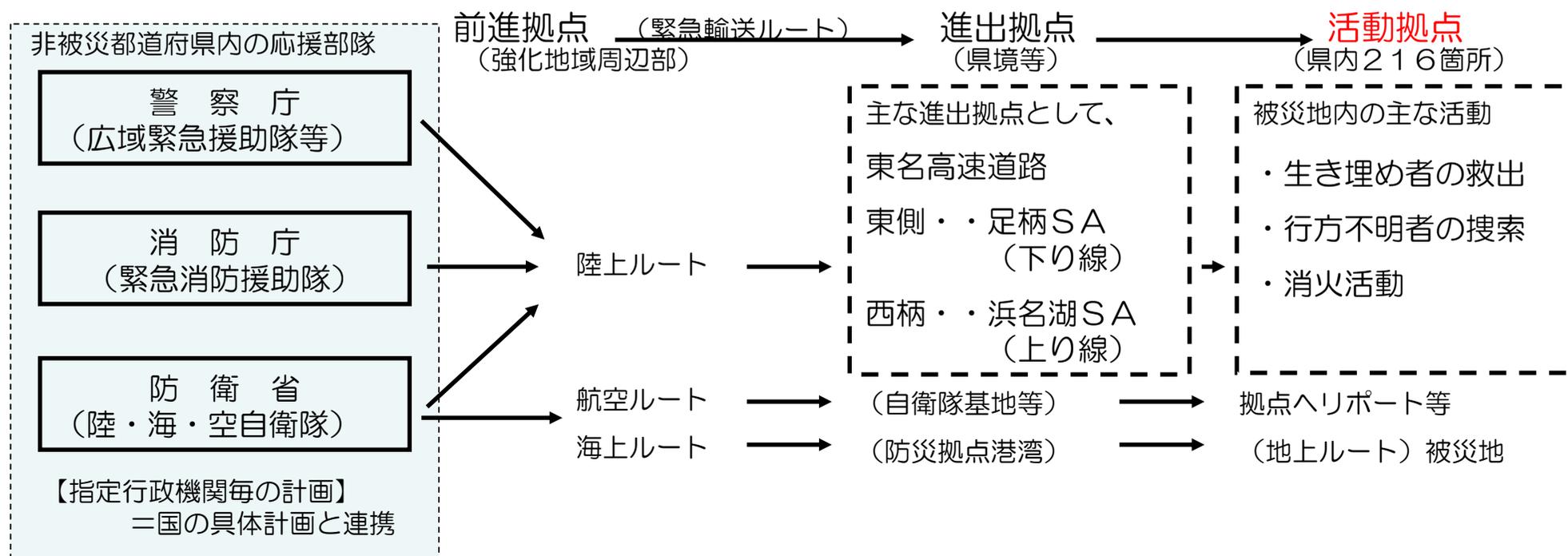


救助活動・消火活動等に係る計画

要 旨

県は、あらかじめ定めた活動拠点において、警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れる。

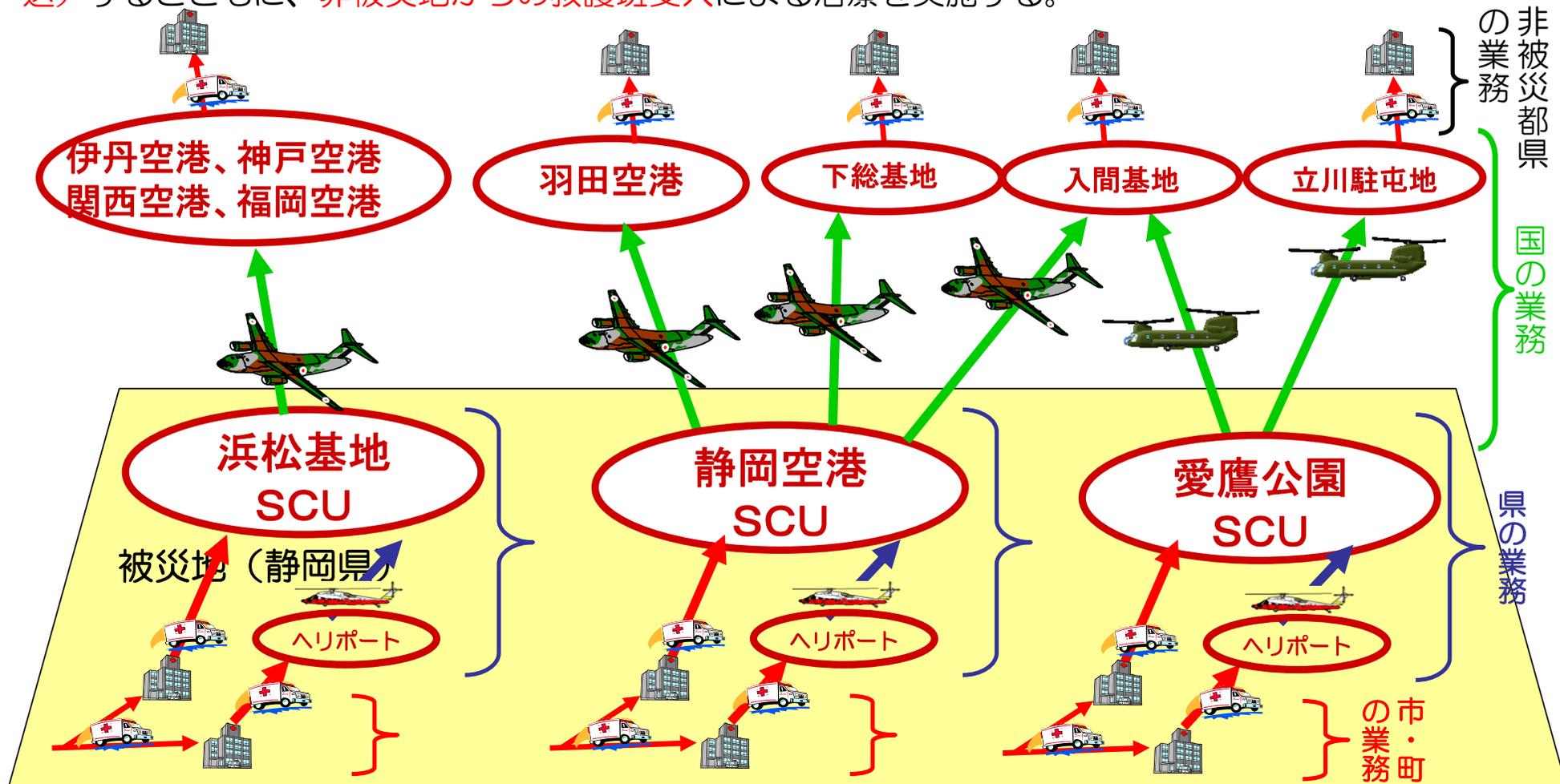
国の具体計画と連携



医療活動に係る計画

要 旨

県は、県内での対応が困難な重篤患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（**広域医療搬送**）するとともに、**非被災地からの救護班受入**による治療を実施する。





物資調達に係る計画

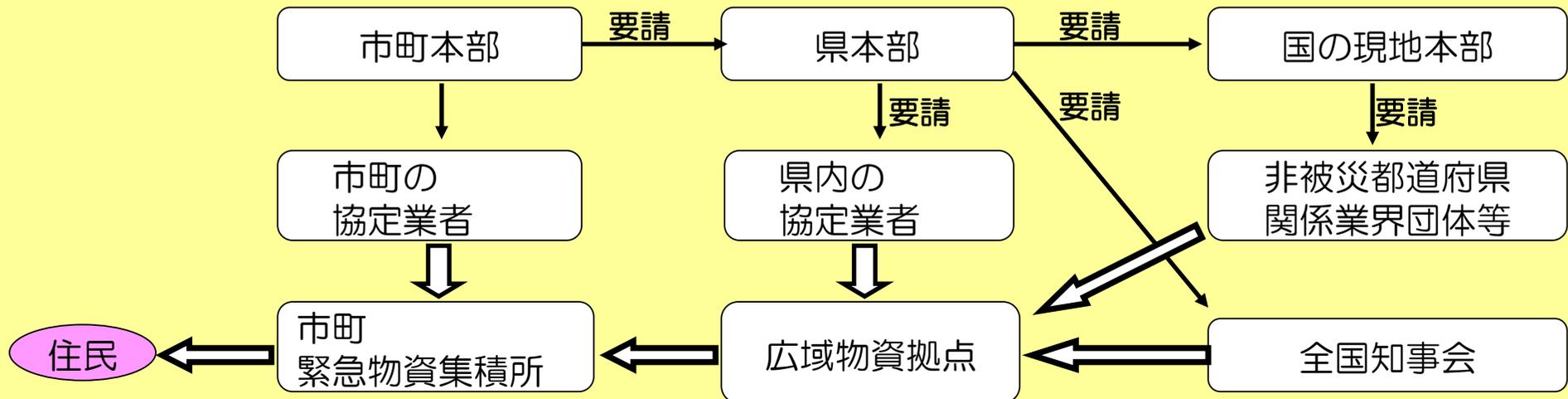
要 旨

東海地震において必要となる食料、飲料水及び生活必需品等（「物資」）については、

- ・ 県民は、平常時より物資の備蓄に努めるものとする。
- ・ 市町は、物資が不足している県民に対して、備蓄物資を提供する。

これらにより対応が困難な場合、県は、県内の民間業者との協定を活用するほか、国の計画に基づく国等の広域応援を求めることにより緊急物資を調達する。

【物資調達の流れ】

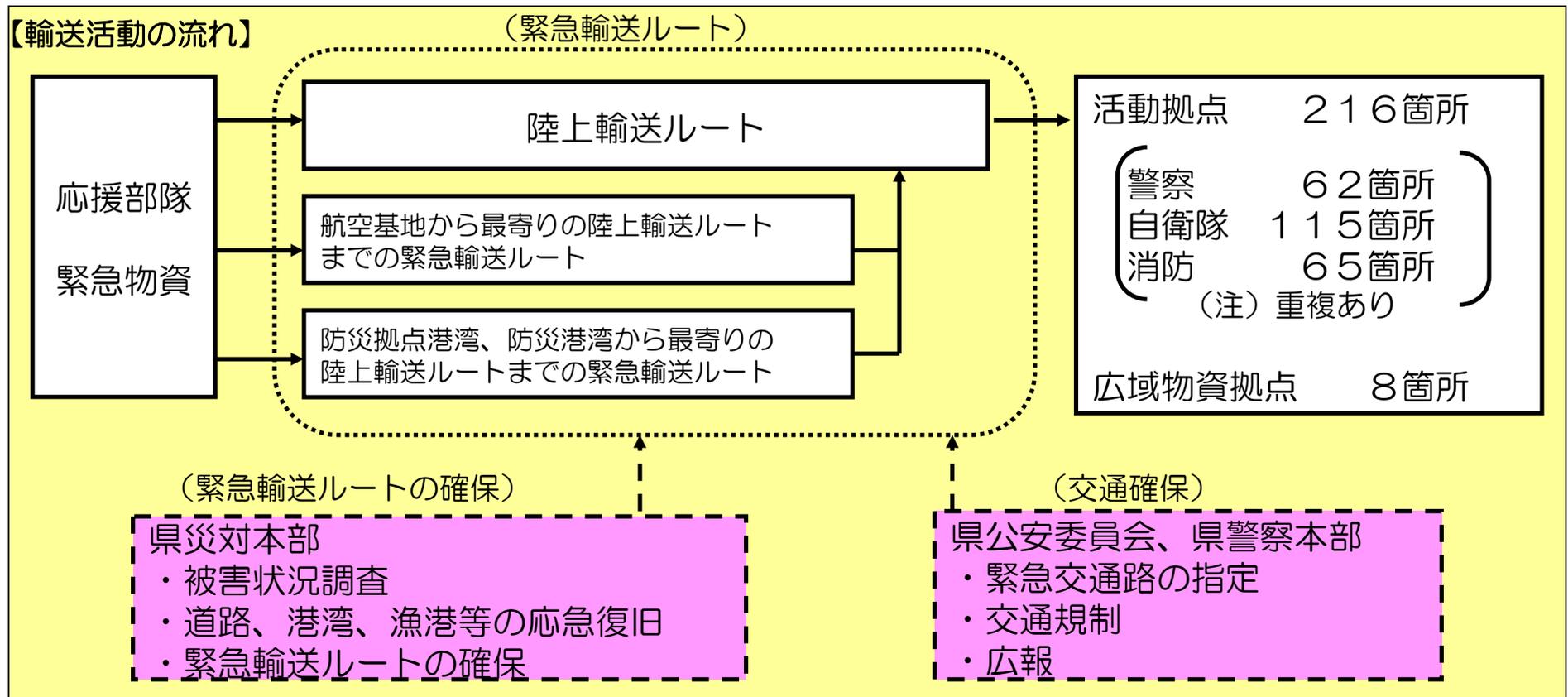


輸送活動に係る計画

要 旨

県は、活動拠点及び広域物資拠点（「各拠点」）へ、応援部隊や緊急物資を円滑に輸送するための緊急輸送ルート及び緊急輸送活動を定める。

なお、被災地への進出経路は陸路を原則とするが、道路の被害状況等を勘案して、必要に応じて、船舶又は航空機を使用する。





静岡県広域受援計画の策定にあたって

<本計画の性格>

①県側の作成した行動マニュアル

②変更可能(継続的に調整)

<重要事項>

平時からの関係機関との継続的な協議・連携